

令和 3 年 10 月 1 日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

## 島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

### 記

一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 中国電力株式会社

住 所 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

二 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 島根原子力発電所

所 在 地 島根県松江市鹿島町片匂

三 発電用原子炉の名称

名 称 島根原子力発電所 1 号原子炉

#### 四 変更に係る事項

平成 29 年 4 月 19 日付け原規規発第 17041912 号をもって認可を受け、令和 2 年 9 月 24 日付け原規規発第 2009243 号をもって変更認可を受けた島根原子力発電所 1 号炉の廃止措置計画認可申請書の記載事項中、次の事項の記述を別紙のとおり変更する。

四 廃止措置対象施設及びその敷地

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

六 性能維持施設

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

#### 五 変更の理由

- (1) 令和 3 年 9 月 15 日付け原規規発第 2109152 号をもって変更許可を受けた島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2 号発電用原子炉施設の変更）の事項を反映するため、これに係る記載を変更する。
- (2) その他、記載の適正化を行う。

別紙

変 更 の 内 容

#### 四 廃止措置対象施設及びその敷地

廃止措置対象施設及びその敷地の記述の一部を，島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設である。1号炉の原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4-1表に、廃止措置対象施設を第4-2表に示す。</p> <p>なお、1号及び2号炉共用、又は、1号、2号及び3号炉共用の発電用原子炉施設(第5-1表に示す解体の対象となる施設を除く。)は、2号又は3号炉にて施設管理を実施する。また、当該の共用の発電用原子炉施設は、1号炉の廃止措置終了後も2号炉又は2号及び3号炉共用の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</p> <p>島根原子力発電所の敷地面積は、約192万m<sup>2</sup>であり、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号、2号及び3号炉の3基の発電用原子炉及びその附属施設等が設置されている。なお、2号炉は発電用原子炉として現在も使用中であり、3号炉は現在建設中である。</p> <p>廃止措置対象施設の敷地を第4-1図に示す。</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設である。1号炉の原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4-1表に、廃止措置対象施設を第4-2表に示す。</p> <p>なお、1号及び2号炉共用、又は、1号、2号及び3号炉共用の発電用原子炉施設は、2号又は3号炉にて施設管理を実施する。また、当該の共用の発電用原子炉施設は、1号炉の廃止措置終了後も2号炉又は2号及び3号炉共用の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</p> <p>島根原子力発電所の敷地面積は、約192万m<sup>2</sup>であり、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた1号、2号及び3号炉の3基の発電用原子炉及びその附属施設等が設置されている。なお、2号炉は発電用原子炉として現在も使用中であり、3号炉は現在建設中である。</p> <p>廃止措置対象施設の敷地を第4-1図に示す。</p>	<p>・記載の適正化 (1号炉施設の2号炉との共用取りやめに伴う変更)</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
第4-2表 廃止措置対象施設(3/5)			第4-2表 廃止措置対象施設(3/5)			
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系	
		軸封蒸気排ガス系			軸封蒸気排ガス系	
		排気筒			排気筒	
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 <sup>※1</sup>	機器ドレン系 <sup>※2</sup>			
		床ドレン・再生廃液系 <sup>※1</sup>	床ドレン・再生廃液系			
		床ドレン・化学廃液系 <sup>※1</sup>	床ドレン・化学廃液系 <sup>※1</sup>			
		ランドリ・ドレン系 <sup>※1</sup>	ランドリ・ドレン系 <sup>※1</sup>			
		シャワ・ドレン系 <sup>※1</sup>	シャワ・ドレン系			
		復水器冷却水放水口 <sup>※1</sup>	復水器冷却水放水口			
		2号炉復水器冷却水放水口 <sup>※3</sup>	2号炉復水器冷却水放水口 <sup>※3</sup>			
		濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液貯蔵タンク			
	固体廃棄物の廃棄設備	ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>	濃縮廃液タンク			
		廃樹脂タンク	廃樹脂タンク			
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク			
		ドラム詰装置 <sup>※2</sup>	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク			
		雑固体廃棄物焼却設備 <sup>※3</sup>	濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>			
		雑固体廃棄物処理設備 <sup>※3</sup>	ランドリ・ドレン濃縮廃液タンク <sup>※1</sup>			
		減容機 <sup>※1</sup>	原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク <sup>※1</sup>			
		サイトバンカ <sup>※3</sup>	復水系樹脂貯蔵タンク <sup>※1</sup>			
		固体廃棄物貯蔵所 <sup>※3</sup>	復水系スラッジ貯蔵タンク <sup>※1</sup>			
			復水スラッジ分離タンク <sup>※2</sup>			
			機器ドレン・スラッジ分離タンク <sup>※1</sup>			
		ドラム詰装置 <sup>※2</sup>				
		雑固体廃棄物焼却設備 <sup>※3</sup>				
		雑固体廃棄物処理設備 <sup>※3</sup>				
		減容機 <sup>※2</sup>				
		サイトバンカ <sup>※3</sup>				
	固体廃棄物貯蔵所 <sup>※3</sup>					

※1：1号及び2号炉共用

※2：1号及び2号炉一部共用

※3：1号，2号及び3号炉共用

※4：1号，2号及び3号炉一部共用

※1：1号及び2号炉共用

※2：1号及び2号炉一部共用

※3：1号，2号及び3号炉共用

※4：1号，2号及び3号炉一部共用

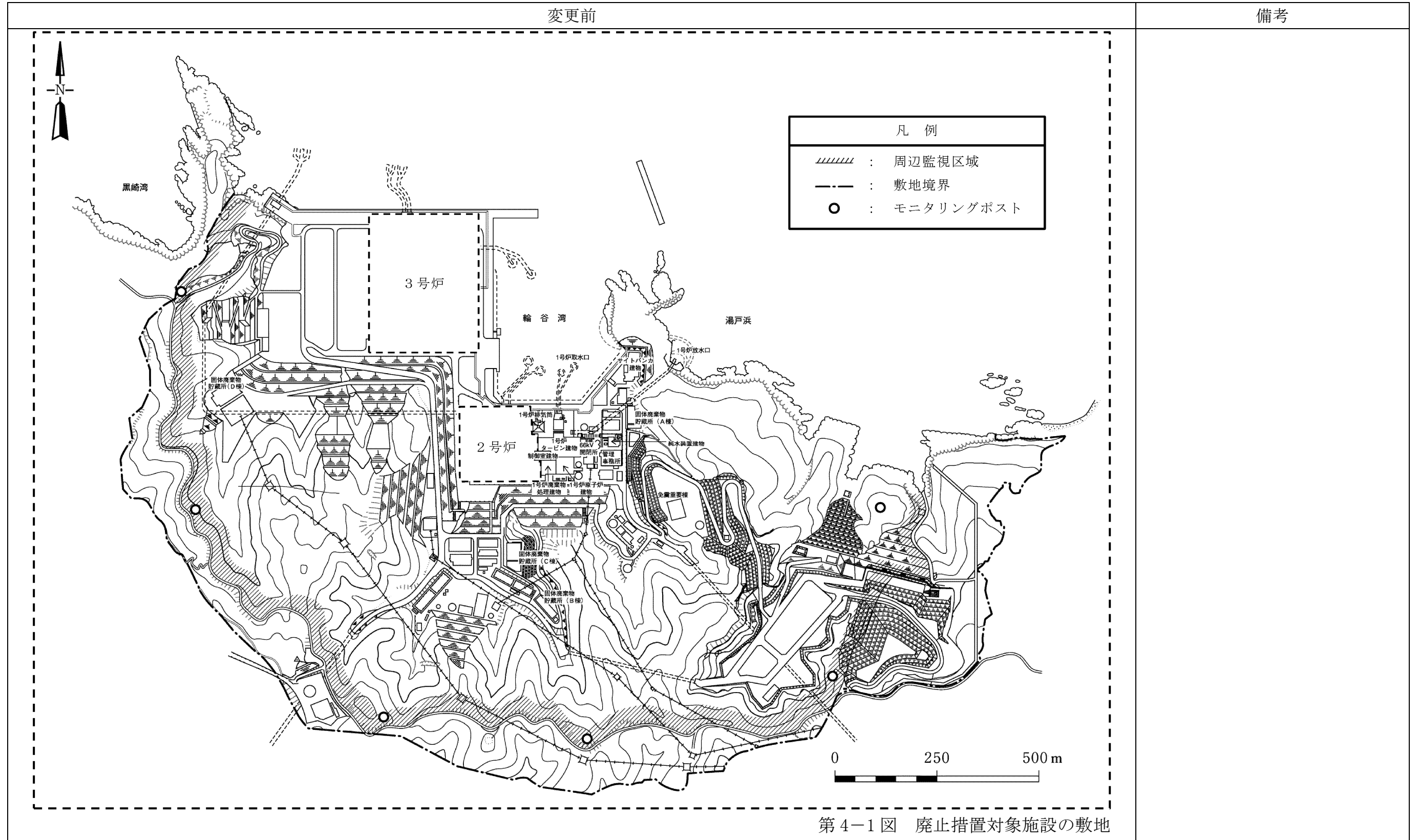
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
第4-2表 廃止措置対象施設(5/5)			第4-2表 廃止措置対象施設(5/5)			
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統 <sup>※1</sup>	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統(66kV <sup>※1</sup> , 220kV <sup>※3</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化(共用範囲の明確化)</li> <li>・2号炉設置変更許可事項(1号炉施設の2号炉との共用取りやめ)の反映に伴う変更</li> <li>・記載の適正化(1号炉と共用している2号炉施設の明確化)</li> </ul>
		ディーゼル発電機			ディーゼル発電機	
		蓄電池			蓄電池	
	その他主要な事項	サージタンク(処理水受入タンク, 補助サージ・タンク) <sup>※1</sup>	その他主要な事項	サージタンク(処理水受入タンク, 補助サージ・タンク)		
		低圧タービン軸封蒸気発生器			低圧タービン軸封蒸気発生器	
					トールラス水受入タンク <sup>※1</sup>	
※1: 1号及び2号炉共用 ※2: 1号及び2号炉一部共用 ※3: 1号, 2号及び3号炉共用 ※4: 1号, 2号及び3号炉一部共用			※1: 1号及び2号炉共用 ※2: 1号及び2号炉一部共用 ※3: 1号, 2号及び3号炉共用 ※4: 1号, 2号及び3号炉一部共用			

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

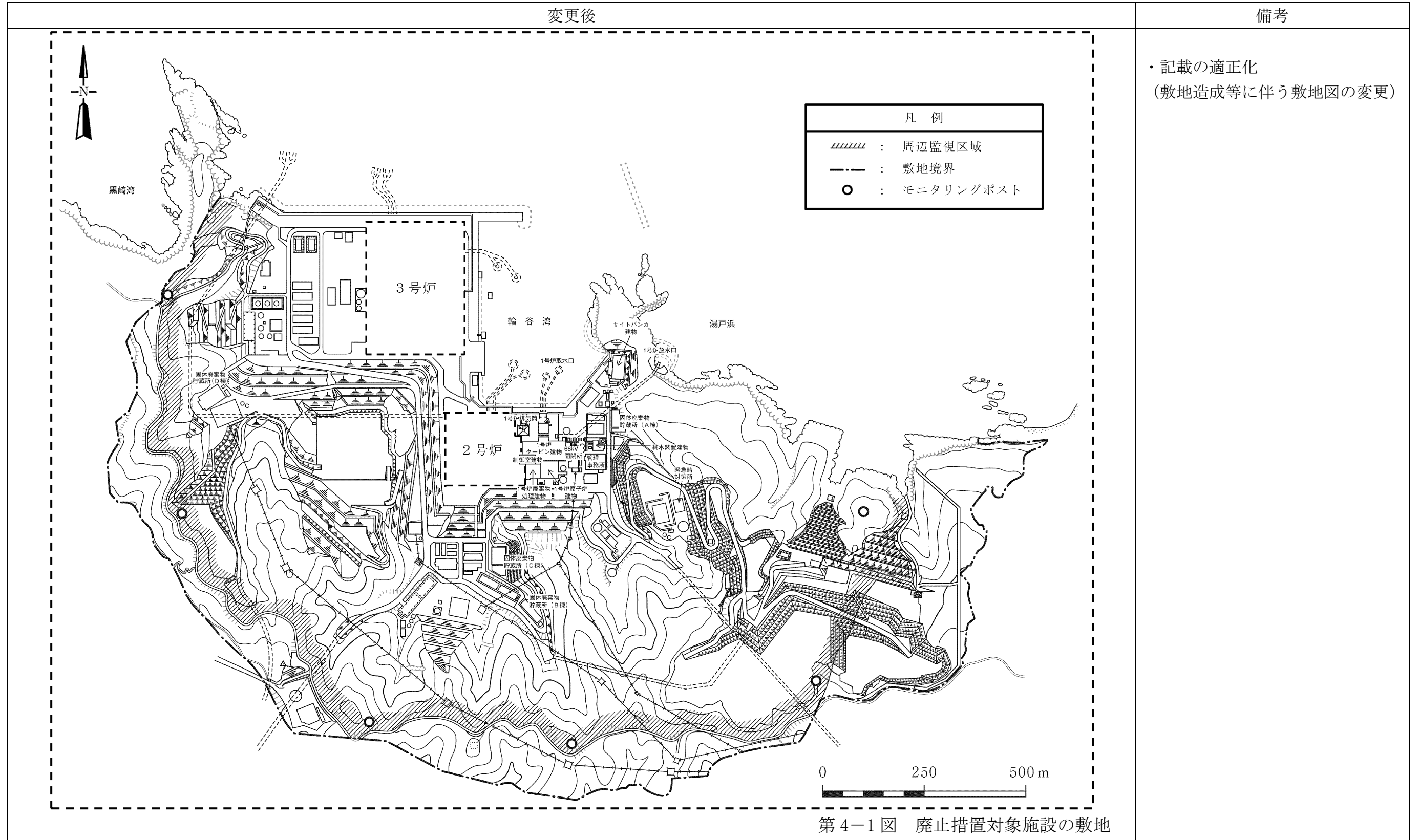
島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第4-2図 管理区域全体図</p>	<p>第4-2図 管理区域全体図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号炉設置変更許可事項（1号炉施設の2号炉との共用取りやめ）の反映に伴う変更</li> <li>・記載の適正化（敷地造成等に伴う敷地図の変更）</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

## 五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法

廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
第5-1表 解体対象施設(1/4)			第5-1表 解体対象施設(1/4)			
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	
	燃料体	燃料集合体※ <sup>1</sup>		燃料体	燃料集合体※ <sup>1</sup>	
	原子炉容器	原子炉容器		原子炉容器	原子炉容器	
	放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁		放射線遮蔽体	原子炉容器の外側の遮蔽壁	
ドライウエル外周の壁		ドライウエル外周の壁				
原子炉建物外壁		原子炉建物外壁				
核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替機(1号炉原子炉建物 内)	核燃料物質の 取扱施設及び 貯蔵施設	核燃料物質取扱設 備	燃料取替機(1号炉原子炉建物 内)	
		原子炉建物天井クレーン(1号炉 原子炉建物内)			原子炉建物天井クレーン(1号炉 原子炉建物内)	
	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子 炉建物内)	核燃料物質貯蔵設 備	新燃料貯蔵庫 使用済燃料貯蔵設備(1号炉原子 炉建物内)		
原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	原子炉冷却系 統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	
		原子炉冷却材浄化系			原子炉冷却材浄化系	
		主蒸気系			主蒸気系	
		タービン			タービン	
		主復水器			主復水器	
		タービン・バイパス系			タービン・バイパス系	
		給水系			給水系	
		復水ポンプ			復水ポンプ	
		復水脱塩装置			復水脱塩装置	

※1：燃料集合体は、再処理事業者又は加工業者に譲渡す。  
 ※2：1号及び2号炉共用  
 注)汚染のないことを確認した地下建物,地下構造物及び建物基礎を除く。

※1：燃料集合体は、再処理事業者又は加工業者に譲渡す。  
 注)汚染のないことを確認した地下建物,地下構造物及び建物基礎を除く。

・2号炉設置変更許可事項(1号炉施設の2号炉との共用取りやめ)の反映に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考	
第5-1表 解体対象施設(2/4)			第5-1表 解体対象施設(2/4)				
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称		
原子炉冷却系 統施設	非常用冷却設備	炉心スプレイ系	原子炉冷却系 統施設	非常用冷却設備	炉心スプレイ系		
		低圧注水系			低圧注水系		
		高圧注水系			高圧注水系		
		原子炉隔離時冷却系			原子炉隔離時冷却系		
	その他の主要な事項	原子炉停止時冷却系	その他の主要な事項	原子炉停止時冷却系			
原子炉補機冷却系		原子炉補機冷却系					
計測制御系統 施設	計装	核計装	計測制御系統 施設	計装	核計装		
		その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)			その他の主要な計装 (原子炉水位, 原子炉圧力, 再循環流量, 給水流量, 蒸気流量, 制御棒位置, 制御棒駆動水圧力などの計装装置)		
	安全保護回路	原子炉停止回路	安全保護回路	原子炉停止回路			
		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)		その他の主要な安全保護回路 (補助保護機能, 警報表示, 連動回路, 選択制御棒そう入機構)			
	制御設備	制御材	制御設備	制御材			
		制御材駆動設備		制御材駆動設備			
	非常用制御設備	液体毒物注入系	非常用制御設備	液体毒物注入系			
	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ	その他の主要な事項	制御棒価値ミニマイザ			
		再循環流量制御装置		再循環流量制御装置			
		初圧調整装置		初圧調整装置			
※1: 燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。 ※2: 1号及び2号炉共用 注)汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。			※1: 燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。 注)汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。			・2号炉設置変更許可事項(1号炉施設の2号炉との共用取りやめ)の反映に伴う変更	

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
第5-1表 解体対象施設(3/4)			第5-1表 解体対象施設(3/4)			
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	
放射性廃棄物の廃棄施設の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系	放射性廃棄物の廃棄設備	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系	
		軸封蒸気排ガス系			軸封蒸気排ガス系	
		排気筒			排気筒	
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系(1号炉建物内) <sup>※2</sup>	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系(1号炉建物内)		
		床ドレン・再生廃液系 <sup>※2</sup>		床ドレン・再生廃液系		
		シャワ・ドレン系 <sup>※2</sup>		シャワ・ドレン系		
		復水器冷却水放水口 <sup>※2</sup>		復水器冷却水放水口		
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク		
		廃樹脂タンク		廃樹脂タンク		
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク		
		ドラム詰装置(セメント固化式)		フィルタ・スラッジ・サージ・タンク		
		減容機(1号炉建物内) <sup>※2</sup>		復水スラッジ分離タンク(1号炉建物内)		
	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ(1号炉建物内)	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ(1号炉建物内)	
			排気筒モニタ		排気筒モニタ	
屋外管理用の主要な設備		排水モニタ	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ		
		排水のサンプリング・モニタ		排水のサンプリング・モニタ		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ(1号炉建物内)	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタ及びプロセス・モニタ(1号炉建物内)		
		排気筒モニタ		排気筒モニタ		
	排水モニタ	排水モニタ				
		排水のサンプリング・モニタ		排水のサンプリング・モニタ		

※1: 燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。

※2: 1号及び2号炉共用

注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。

※1: 燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。

注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考
第5-1表 解体対象施設(4/4)			第5-1表 解体対象施設(4/4)			
施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	施設区分	設備等の区分	設備(建物)名称	・2号炉設置変更許可事項(1号炉施設の2号炉との共用取りやめ)の反映に伴う変更
原子炉格納施設	格納容器	格納容器	原子炉格納施設	格納容器	格納容器	
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系		その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	
		ドライウェル内ガス冷却装置			ドライウェル内ガス冷却装置	
		格納容器冷却系			格納容器冷却系	
		原子炉建物			原子炉建物	
		原子炉建物常用換気系			原子炉建物常用換気系	
		非常用ガス処理系			非常用ガス処理系	
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	
		蓄電池			蓄電池	
	その他主要な事項	サージタンク(補助サージ・タンク) <u>※2</u>	その他主要な事項	サージタンク(処理水受入タンク, 補助サージ・タンク)		
		低圧タービン軸封蒸気発生器		低圧タービン軸封蒸気発生器		

※1: 燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。

※2: 1号及び2号炉共用

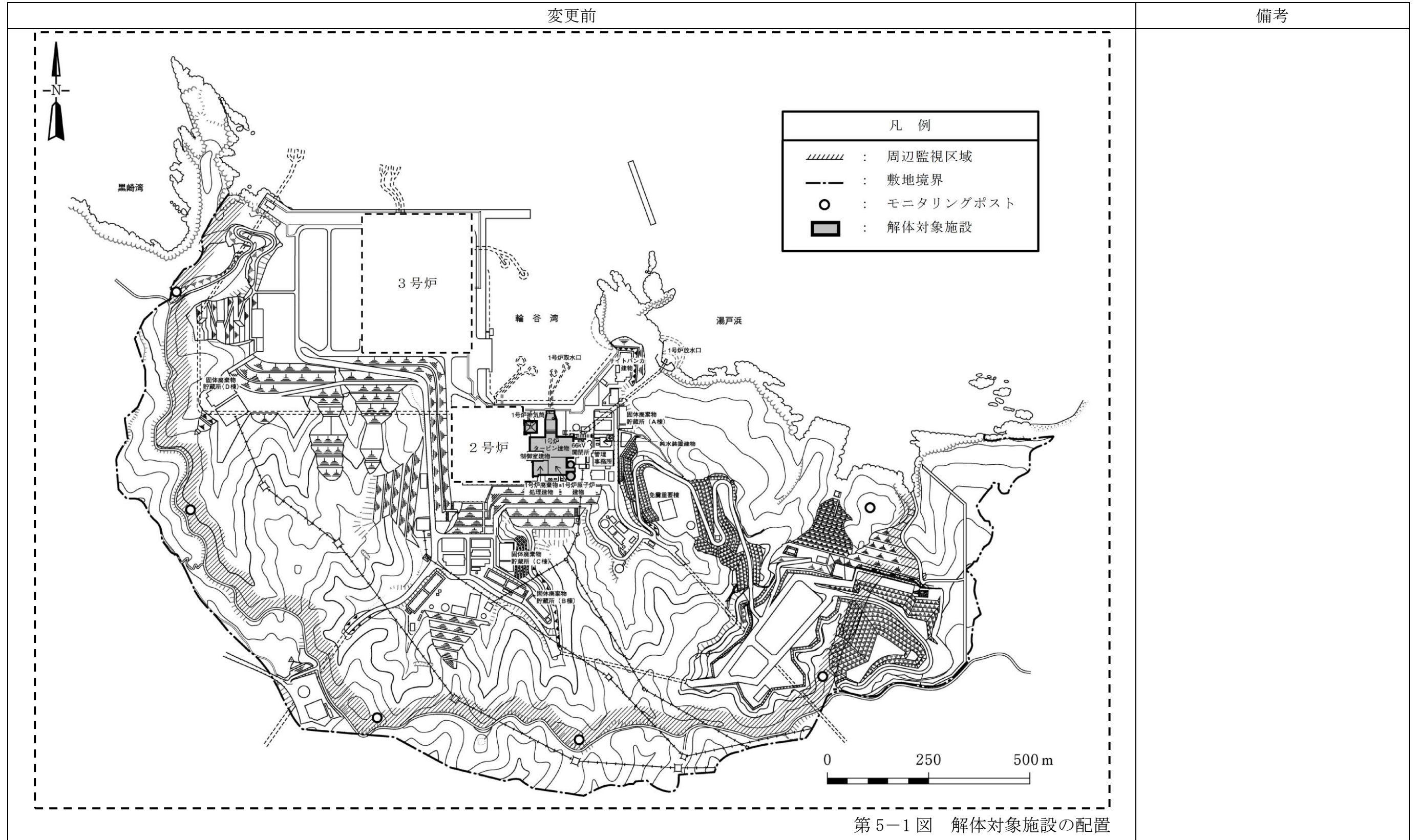
注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。

※1: 燃料集合体は, 再処理事業者又は加工業者に譲渡す。

注) 汚染のないことを確認した地下建物, 地下構造物及び建物基礎を除く。

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

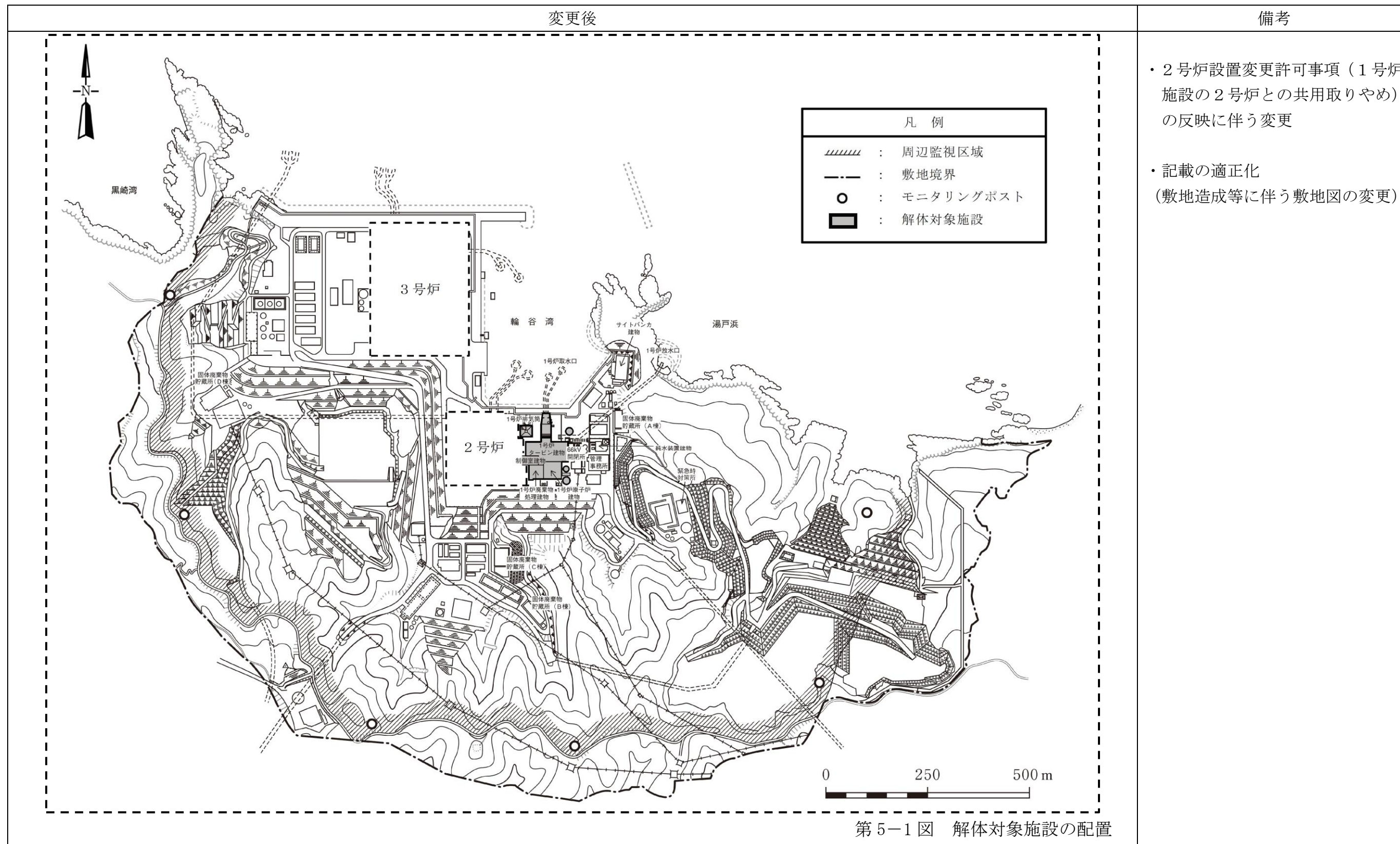
島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

## 六 性能維持施設

性能維持施設の記述の一部を，島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

		変更前					変更後					備考		
施設区分	設備等の区分	第6-1表 性能維持施設(5/10)					第6-1表 性能維持施設(5/10)							
		位置、構造及び設備					位置、構造及び設備							
		設備(建物)	名称	維持台数	機能	性能	維持期間	設備(建物)	名称	維持台数	機能		性能	維持期間
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 (1号炉建物内 (1号及び2号 炉共用))	廃液コレクタ・タンク	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液コレクタ・タンク	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		
			廃液サンプル・タンク	2基				放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること	廃液サンプル・タンク	2基				
			廃液サーージ・タンク	1基					放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること	廃液サーージ・タンク	1基			
			フィルタ	1基						フィルタ	1基			
			脱塩器	1基						脱塩器	1基			
			床ドレン・コレクタ・タンク	1基						床ドレン・コレクタ・タンク	1基			
		床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液中和タンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		
			床ドレン・サンプリング・タンク	2基					床ドレン・サンプリング・タンク	2基				
			フィルタ	1基					フィルタ	1基				
			脱塩器	1基					脱塩器	1基				
			濃縮器	2基					濃縮器	2基				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 (1号炉建物内)	廃液コレクタ・タンク	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液コレクタ・タンク	1基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		
			廃液サンプル・タンク	2基					廃液サンプル・タンク	2基				
			廃液サーージ・タンク	1基					廃液サーージ・タンク	1基				
			フィルタ	1基					フィルタ	1基				
			脱塩器	1基					脱塩器	1基				
			床ドレン・コレクタ・タンク	1基					床ドレン・コレクタ・タンク	1基				
		床ドレン・再生廃液系	廃液中和タンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液中和タンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		
			床ドレン・サンプリング・タンク	2基					床ドレン・サンプリング・タンク	2基				
			フィルタ	1基					フィルタ	1基				
			脱塩器	1基					脱塩器	1基				
			濃縮器	2基					濃縮器	2基				

・2号炉設置変更許可事項(1号炉施設の2号炉との共用取りやめ)の反映に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

		変更前				変更後				備考								
第6-1表 性能維持施設(6/10)																		
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備							
		設備(建物)名称	維持台数	既許認可	理機能						設備(建物)名称	維持台数	既許認可	理機能				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	シヤワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)	シヤワ・ドレン・タンク	2基	既許認可	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		液体廃棄物の廃棄設備	シヤワ・ドレン系	シヤワ・ドレン・タンク	2基	既許認可	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
			ろ過器	1基	既許認可													
	固体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)	1式		既許認可	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで			固体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水口	1式		既許認可	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで
		濃縮廃液貯蔵タンク	3基		既許認可	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等がない状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで					濃縮廃液貯蔵タンク	3基		既許認可		
		廃樹脂タンク	2基		既許認可								廃樹脂タンク	2基		既許認可		
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	2基		既許認可	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	2基					既許認可						
		フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	1基		既許認可	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	1基					既許認可						
		復水スラッジ分離タンク	2基		既許認可	復水スラッジ分離タンク	2基					既許認可						
		減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))	1基		既許認可	減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))	1基					既許認可						
第6-1表 性能維持施設(6/10)																		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	3基		既許認可	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		液体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク	3基		既許認可	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	
		廃樹脂タンク	2基		既許認可	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等がない状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで			廃樹脂タンク	2基		既許認可				
	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	2基		既許認可	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク					2基		既許認可						
	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	1基		既許認可	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	1基		既許認可										
	復水スラッジ分離タンク(1号炉建物内)	2基		既許認可	復水スラッジ分離タンク(1号炉建物内)	2基		既許認可										
	減容機(1号炉建物内)	1基		既許認可	減容機(1号炉建物内)	1基		既許認可										
	備考																	
	・2号炉設置変更許可事項(1号炉施設の2号炉との共用取りやめ)の反映に伴う変更																	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

		変更前				変更後				備考						
第6-1表 性能維持施設(9/10)																
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	備考					
		設備(建物)名称	維持台数	位置	構造											
その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	サージタンク(補助サーージ・タンク)	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	その他主要施設	その他原子炉の附属施設	その他主要施設	2号炉設置変更許可事項(1号炉屋外タンクの使用取りやめ)の反映に伴う変更					
		廃棄物処理建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするようない状態であること 放射線障害の防止に放射線遮蔽機能がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで									
			タービン建物	1式	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること					各建物の管理区域を解除するまで				
	その他主要施設	発電所補助設備	タービン建物 換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能									
				排気ファン	1台	既許認可どおり										
			フィルタ	2個	既許認可どおり											
			給気ファン	1台	既許認可どおり											
			排気ファン	1台	既許認可どおり											
			フィルタ	2個	既許認可どおり											
			タービン建物 換気系	1式	既許認可どおり	換気機能										
タービン建物 換気系	1式	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建物の管理区域を解除するまで											
第6-1表 性能維持施設(9/10)																
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備				機能	性能	維持期間	施設区分	設備等の区分	備考					
		設備(建物)名称	維持台数	位置	構造											
その他主要施設	その他主要施設	サージタンク(補助サーージ・タンク)	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	その他主要施設	その他主要施設	その他主要施設	2号炉設置変更許可事項(1号炉屋外タンクの使用取りやめ)の反映に伴う変更					
		廃棄物処理建物	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするようない状態であること 放射線障害の防止に放射線遮蔽機能がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで									
			タービン建物	1式	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること					各建物の管理区域を解除するまで				
	その他主要施設	発電所補助設備	タービン建物 換気系	給気ファン	1台	既許認可どおり	換気機能									
				排気ファン	1台	既許認可どおり										
			フィルタ	2個	既許認可どおり											
			給気ファン	1台	既許認可どおり											
			排気ファン	1台	既許認可どおり											
			フィルタ	2個	既許認可どおり											
			タービン建物 換気系	1式	既許認可どおり	換気機能										
タービン建物 換気系	1式	既許認可どおり	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること	各建物の管理区域を解除するまで											

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

十 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の記述の一部を，島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、系統除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の定期事業者検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理すること、1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう<u>運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少</u>を考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</p>	<p>2.1.2 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物の種類及び数量</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物の種類としては、系統除染、施設の維持管理等により発生する機器ドレン廃液、床ドレン廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物が想定される。</p> <p>解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了していること、原子炉の運転を停止してから長時間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず、原子炉運転中の定期事業者検査時と同等の状態が継続すること、放射性液体廃棄物の管理に必要な放射性廃棄物処理機能、放出管理機能を有する設備を維持管理すること、1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう<u>1号炉の運転終了及び1号炉取水槽への流路縮小工設置に伴い復水器冷却水を停止することを考慮した放出管理目標値を設定し管理することから、放射性液体廃棄物の放出量は、原子炉設置許可申請書に記載の推定放出量を超えないと評価できる。</u></p>	<p>・2号炉設置変更許可事項（流路縮小工設置に伴う循環水ポンプの停止）の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>3.2 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（プラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液 ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンクに集め放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</p> <p>③ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等からは発生するフィルタ・スラッジは、廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、<u>ドラム詰装置で固化材（プラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</u></p> <p>④ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジは、<u>廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵するか、又は貯蔵し放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（プラスチック）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</u></p>	<p>3.2 放射性固体廃棄物の管理</p> <p>(1) 解体工事準備期間中</p> <p>① 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液 床ドレン・再生廃液系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、濃縮廃液貯蔵タンクで放射能を減衰させた後、ドラム詰装置で固化材（セメント）と混合してドラム缶内に固化し貯蔵保管する。</p> <p>② ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液 ランドリ・ドレン系の濃縮器から発生する濃縮廃液は、ランドリ・ドレン濃縮廃液タンクに集め放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</p> <p>③ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジ 復水系及び液体廃棄物処理系の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタ等から発生するフィルタ・スラッジは、<u>廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵し放射能を減衰させた後、雑固体廃棄物焼却設備で焼却する。焼却灰はドラム缶に詰めて貯蔵保管するか、又は雑固体廃棄物処理設備で熔融した後、ドラム缶内にモルタル固化して貯蔵保管する。</u></p> <p>④ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジ 復水系及び液体廃棄物処理系以外の脱塩器から発生する使用済樹脂及びフィルタから発生するフィルタ・スラッジは、<u>廃樹脂タンク及びフィルタ・スラッジ貯蔵タンクに貯蔵する。</u></p>	<p>・2号炉設置変更許可事項（2号炉施設における固体廃棄物処理方法の変更）の反映に伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・2号炉設置変更許可事項（2号炉施設における固体廃棄物処理方法の変更）の反映に伴う変更</p> <p>・2号炉設置変更許可事項（2号炉施設における固体廃棄物処理方法の変更）の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前		変更後		備考
第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の 放出管理目標値 (単位：Bq/y)		第10-2表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の 放出管理目標値 (単位：Bq/y)		・2号炉設置変更許可事項（流路縮小工設置に伴う循環水ポンプの停止）の反映に伴う変更
項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>	項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>	
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	<u>8.6</u> ×10 <sup>10</sup>	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	<u>7.4</u> ×10 <sup>10</sup>	
※1：1号，2号及び3号炉合算の値を示す。		※1：1号，2号及び3号炉合算の値を示す。		

注) 下線及び点線枠は，変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前			変更後			備考	
第10-3表 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量			第10-3表 放射性固体廃棄物の貯蔵・保管場所ごとの種類及び数量			・記載の適正化	
貯蔵・保管場所	種類	貯蔵・保管量 ※1	貯蔵・保管場所	種類	貯蔵・保管量 ※1		
固体廃棄物貯蔵所※2	ドラム缶	均質固化体	172本	ドラム缶	均質固化体		172本
		充填固化体	2,072本		充填固化体		2,072本
		雑固体	9,712本		雑固体		9,712本
	その他	1,482本相当※3	その他	1,482本相当※3			
濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	約22m <sup>3</sup>	濃縮廃液貯蔵タンク	濃縮廃液	約22m <sup>3</sup>		
廃樹脂タンク	使用済樹脂	約88m <sup>3</sup>	廃樹脂タンク	使用済樹脂	約88m <sup>3</sup>		
フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ	約237m <sup>3</sup>	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ	約237m <sup>3</sup>		
復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ	0m <sup>3</sup>	復水スラッジ分離タンク	フィルタ・スラッジ	0m <sup>3</sup>		
サイトバンカ貯蔵プール ※2	制御棒	123本	サイトバンカ貯蔵プール ※2	制御棒	123本		
	チャンネルボックス	1,360本		チャンネルボックス	1,360本		
	ポイズンカーテン	161本		ポイズンカーテン	161本		
	その他	約55m <sup>3</sup>		その他	約55m <sup>3</sup>		
1号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)	制御棒	29本	1号炉原子炉建物内の 使用済燃料貯蔵設備 (燃料プール)	制御棒	29本		
	チャンネルボックス	722本		チャンネルボックス	722本		
	ポイズンカーテン	13本		ポイズンカーテン	13本		
※1：平成28年12月末時点の貯蔵・保管量である。			※1：平成28年12月末時点の貯蔵・保管量である。				
※2：1号，2号及び3号炉共用			※2：1号，2号及び3号炉共用				
※3：200ℓドラム缶換算値を示す。			※3：200ℓドラム缶換算値を示す。				

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前		変更後		備考
第10-4表 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量		第10-4表 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の推定発生量		・記載の適正化
種類	推定発生量	種類	推定発生量	
雑固体廃棄物	可燃物：約2,500本 <sup>※1, 2</sup> 不燃物：約4,800本 <sup>※1, 3</sup>	雑固体廃棄物	可燃物：約2,500本 <sup>※1, 2</sup> 不燃物：約4,800本 <sup>※1, 3</sup>	
使用済樹脂, フィルタ・スラッジ	約17m <sup>3</sup>	使用済樹脂, フィルタ・スラッジ	約17m <sup>3</sup>	
制御棒	97本	制御棒	97本	
チャンネルボックス <sup>※4</sup>	92本	チャンネルボックス <sup>※4</sup>	92本	
※1：200Lドラム缶換算値を示す。 ※2：雑固体焼却設備にて焼却後の数量は約60本 ※3：雑固体廃棄物処理設備で熔融後の数量は約2,400本 ※4：燃料棒以外の燃料部品を含む。 注) 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル区分は、原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄するまでに決定する。		※1：200Lドラム缶換算値を示す。 ※2：雑固体焼却設備にて焼却後の数量は約60本 ※3：雑固体廃棄物処理設備で熔融後の数量は約2,400本 ※4：燃料棒以外の燃料部品を含む。 注) 解体工事準備期間中に発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル区分は、原子炉等規制法に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄するまでに決定する。		

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所 1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第10-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	<p style="text-align: center;">第10-2図 解体工事準備期間中の放射性液体廃棄物の処理処分フロー</p>	<p>・ 2号炉設置変更許可事項（1号炉施設の2号炉との共用取りやめ及び1号炉屋外タンクの使用取りやめ）の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	<p>第10-3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー</p>	<p>・2号炉設置変更許可事項（2号炉施設における固体廃棄物処理方法の変更）の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添 付 書 類

今回の変更申請に係る島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書の添付書類は以下のとおりである。

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

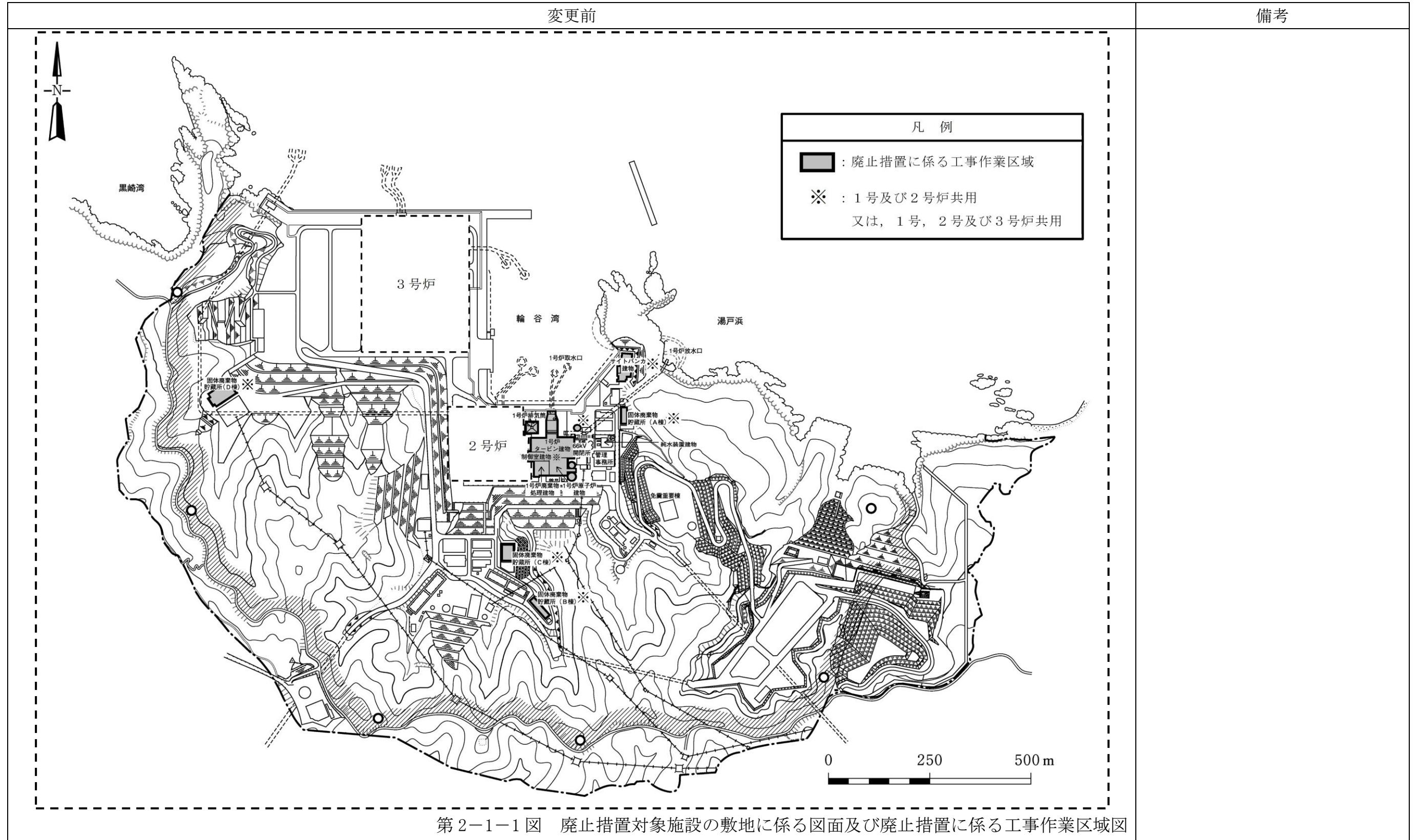
添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図

廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図の記述の一部を，島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

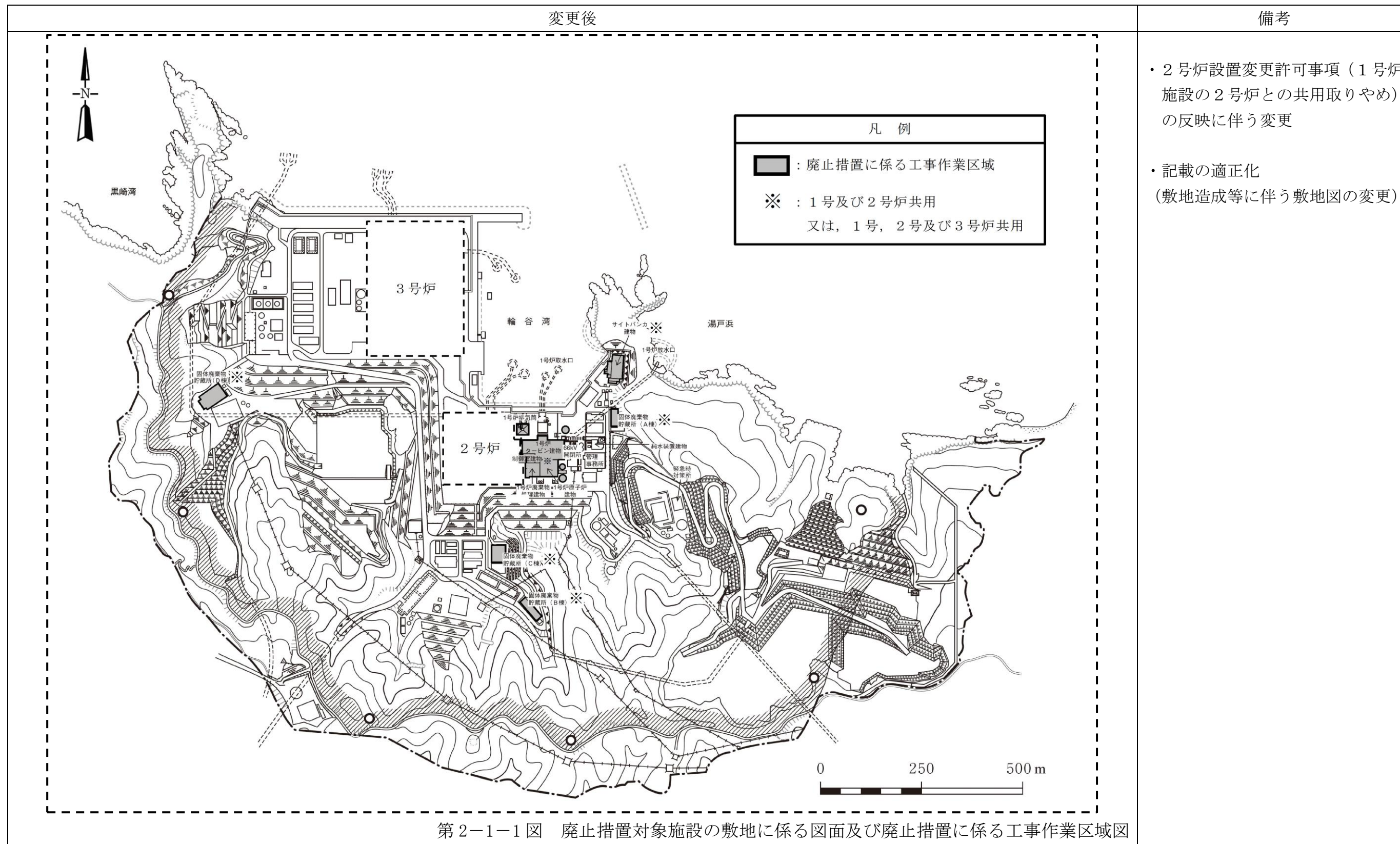


島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所 1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表



注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書の記述の一部を、  
島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の  
変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>2.2.1 解体工事準備期間中</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>解体工事準備期間中における環境への放射性物質の放出に伴い周辺公衆が受ける被ばく線量は、線量目標値指針、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(以下「線量評価指針」という。), 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(以下「一般公衆線量評価」という。)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(以下「気象指針」という。)に準拠し、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における放射性気体廃棄物による被ばく線量評価方法を基本として評価する。</p> <p>なお、評価に使用する気象条件は、現地における <u>1996年1月から1996年12月までの観測による実測値</u>を使用する。</p> <p>(中 略)</p> <p>b. 実効線量の評価結果</p> <p>放出管理目標値に相当する放射性物質を放出する場合の実効線量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値から、1号炉の寄与分を除いた状態になると評価できる。</p> <p>敷地境界外陸側12方位について希ガスの<math>\gamma</math>線に起因する実効線量を第3-2-3表に、評価地点を第3-2-1図に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉からの希ガスの<math>\gamma</math>線による実効線量の最大値は、2号炉排気筒の北西約850mの敷地境界において、約 <u>5.1<math>\mu</math>Sv/y</u>である。</p> <p>また、放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量を第3-2-4表に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉による放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取、葉菜摂取による実効線量の最大値は、成人で約 <u>0.13<math>\mu</math>Sv/y</u>、幼児で約 <u>0.79<math>\mu</math>Sv/y</u>、乳児で約 <u>0.65<math>\mu</math>Sv/y</u>である。</p>	<p>2.2.1 解体工事準備期間中</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>解体工事準備期間中における環境への放射性物質の放出に伴い周辺公衆が受ける被ばく線量は、線量目標値指針、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」(以下「線量評価指針」という。), 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(以下「一般公衆線量評価」という。)及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」(以下「気象指針」という。)に準拠し、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」における放射性気体廃棄物による被ばく線量評価方法を基本として評価する。</p> <p>なお、評価に使用する気象条件は、現地における <u>2009年1月から2009年12月までの観測による実測値</u>を使用する。</p> <p>(中 略)</p> <p>b. 実効線量の評価結果</p> <p>放出管理目標値に相当する放射性物質を放出する場合の実効線量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値から、1号炉の寄与分を除いた状態になると評価できる。</p> <p>敷地境界外陸側12方位について希ガスの<math>\gamma</math>線に起因する実効線量を第3-2-3表に、評価地点を第3-2-1図に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉からの希ガスの<math>\gamma</math>線による実効線量の最大値は、2号炉排気筒の北西約850mの敷地境界において、約 <u>4.3<math>\mu</math>Sv/y</u>である。</p> <p>また、放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量を第3-2-4表に示す。これによれば、1号、2号及び3号炉による放射性気体廃棄物中に含まれるよう素の吸入摂取、葉菜摂取による実効線量の最大値は、成人で約 <u>0.10<math>\mu</math>Sv/y</u>、幼児で約 <u>0.58<math>\mu</math>Sv/y</u>、乳児で約 <u>0.48<math>\mu</math>Sv/y</u>である。</p>	<p>・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更)の反映に伴う変更</p> <p>・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し)の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>(中 略)</p> <p>a. 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、系統の汚染の除去に伴い発生する除染廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物がある。</p> <p>液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、サンプルタンク等に貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、復水器冷却水放水口における放射性物質の濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放出管理目標値は、1号炉の運転終了に伴う復水器冷却水流量の減少を考慮し、1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう、以下のとおり変更する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(b) 解体工事準備期間中における放出管理目標値</p> <p>1号原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、1号炉の循環水ポンプ3台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。</p> <p>今後、<u>1号炉復水器冷却水放水口から放出する際は、1号炉の循環水ポンプの運転台数を減少させることから、評価上は循環水ポンプ1台運転を想定する。</u></p> <p>今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を1号炉原子炉運転中と同等に維持するため、1号炉からの放出量を、<u>原子炉運転中の3分の1に変更する。</u></p>	<p>(2) 放射性液体廃棄物の放出による被ばく</p> <p>(中 略)</p> <p>a. 放射性液体廃棄物の推定放出量</p> <p>解体工事準備期間中に1号炉から発生する放射性液体廃棄物は、系統の汚染の除去に伴い発生する除染廃液等の原子炉運転中と同様な廃棄物がある。</p> <p>液体廃棄物処理系から廃液を環境に放出する際には、サンプルタンク等に貯留した後、廃液中の放射性物質の濃度を測定し、復水器冷却水放水口における放射性物質の濃度が、線量告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定し、これを超えないように努める。</p> <p>放出管理目標値は、1号炉の運転終了及び1号炉取水槽への流路縮小工設置に伴い復水器冷却水を停止することを考慮し、1号炉の復水器冷却水放水口における放射性物質の年間平均濃度が運転中と同等となるよう、以下のとおり変更する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(b) 解体工事準備期間中における放出管理目標値</p> <p>1号原子炉運転中においては、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度は、1号炉の循環水ポンプ3台運転、稼働率80%の場合の冷却水量を基に計算している。</p> <p>今後、<u>1号炉取水槽への流路縮小工設置に伴い復水器冷却水を停止することから、1号炉復水器冷却水放水口からの放出においては、評価上、原子炉補機冷却系海水ポンプ1台運転を想定する。</u></p> <p>今後も、実効線量の計算に用いる海水中における放射性物質の濃度を1号炉原子炉運転中と同等に維持するため、1号炉からの放出量を減少させる。また、<u>1号炉から放出される放射性液体廃棄物の核種構成については、原子炉停止後の減衰を考慮して、短半減期核種を除外した核種構成とする。</u></p>	<p>・2号炉設置変更許可事項（流路縮小工設置に伴う循環水ポンプ停止）の反映に伴う変更</p> <p>・2号炉設置変更許可事項（流路縮小工設置に伴う循環水ポンプ停止）の反映に伴う変更</p> <p>・原子炉停止後の減衰の考慮</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>なお、2号及び3号炉から放出される放射性液体廃棄物の放出量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値と同様とする。</p> <p>以上より、解体工事準備期間中における1号、2号及び3号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第3-2-6表に示す。</p> <p>したがって、第3-2-7表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く）を1号、2号及び3号炉合計で <u>8.6×10<sup>10</sup>Bq/y</u> に変更する。</p>	<p>なお、2号及び3号炉から放出される放射性液体廃棄物の放出量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値と同様とする。</p> <p>以上より、解体工事準備期間中における1号、2号及び3号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量を第3-2-6表に示す。</p> <p>したがって、第3-2-7表に示すとおり、放射性液体廃棄物の放出管理目標値（トリチウムを除く）を1号、2号及び3号炉合計で <u>7.4×10<sup>10</sup>Bq/y</u> に変更する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2号炉設置変更許可事項（流路縮小工設置に伴う循環水ポンプ停止）の反映に伴う変更</li> </ul>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(3) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の被ばく</p> <p>(中 略)</p> <p>b. 実効線量の評価結果</p> <p>解体工事準備期間中の1号, 2号及び3号炉による放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量計算結果を第3-2-11表に示す。これによれば, 海藻類を摂取する場合, 成人で約 <math>0.03 \mu\text{Sv/y}</math>, 幼児で約 <u><math>0.13 \mu\text{Sv/y}</math></u>, 乳児で約 <u><math>0.16 \mu\text{Sv/y}</math></u> となる。また, 海藻類を摂取しない場合は, 成人で約 <u><math>0.15 \mu\text{Sv/y}</math></u>, 幼児で約 <u><math>0.83 \mu\text{Sv/y}</math></u>, 乳児で約 <u><math>0.68 \mu\text{Sv/y}</math></u> となる。</p> <p>よう素に起因する実効線量は, 放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合において海藻類を摂取しない幼児が最大となり, 約 <u><math>0.83 \mu\text{Sv/y}</math></u> となる。</p>	<p>(3) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の被ばく</p> <p>(中 略)</p> <p>b. 実効線量の評価結果</p> <p>解体工事準備期間中の1号, 2号及び3号炉による放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量計算結果を第3-2-11表に示す。これによれば, 海藻類を摂取する場合, 成人で約 <math>0.03 \mu\text{Sv/y}</math>, 幼児で約 <u><math>0.11 \mu\text{Sv/y}</math></u>, 乳児で約 <u><math>0.14 \mu\text{Sv/y}</math></u> となる。また, 海藻類を摂取しない場合は, 成人で約 <u><math>0.12 \mu\text{Sv/y}</math></u>, 幼児で約 <u><math>0.63 \mu\text{Sv/y}</math></u>, 乳児で約 <u><math>0.51 \mu\text{Sv/y}</math></u> となる。</p> <p>よう素に起因する実効線量は, 放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合において海藻類を摂取しない幼児が最大となり, 約 <u><math>0.63 \mu\text{Sv/y}</math></u> となる。</p>	<p>・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し)の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は, 変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(5) 被ばく評価のまとめ</p> <p>敷地境界外における1号、2号及び3号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスの<math>\gamma</math>線による実効線量、放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く）による実効線量並びに放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、第3-2-12表に示すとおり、それぞれ約<u>5.1<math>\mu</math>Sv/y</u>、約12<math>\mu</math>Sv/y及び約<u>0.83<math>\mu</math>Sv/y</u>となり、合計約<u>18<math>\mu</math>Sv/y</u>である。この値は、線量目標値指針に示される線量目標値50<math>\mu</math>Sv/yを下回る。</p> <p>また、島根原子力発電所の原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、一般公衆線量評価に示される「年間50<math>\mu</math>Gy程度」を下回る。</p>	<p>(5) 被ばく評価のまとめ</p> <p>敷地境界外における1号、2号及び3号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスの<math>\gamma</math>線による実効線量、放射性液体廃棄物中の放射性物質（よう素を除く）による実効線量並びに放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量は、第3-2-12表に示すとおり、それぞれ約<u>4.3<math>\mu</math>Sv/y</u>、約12<math>\mu</math>Sv/y及び約<u>0.63<math>\mu</math>Sv/y</u>となり、合計約<u>17<math>\mu</math>Sv/y</u>である。この値は、線量目標値指針に示される線量目標値50<math>\mu</math>Sv/yを下回る。</p> <p>また、島根原子力発電所の原子炉施設からの直接線量及びスカイシャイン線量による空気カーマは、一般公衆線量評価に示される「年間50<math>\mu</math>Gy程度」を下回る。</p>	<p>・2号炉設置変更許可事項（代表気象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し）の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前					変更後					備考
第3-2-3表 敷地境界外における希ガスのγ線に起因する実効線量					第3-2-3表 敷地境界外における希ガスのγ線に起因する実効線量					・2号炉設置変更許可事項（代表気象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し）の反映に伴う変更
	計算地点の方位	2号炉排気筒からの距離(m)	希ガスのγ線に起因する実効線量(μSv/y)			計算地点の方位	2号炉排気筒からの距離(m)	希ガスのγ線に起因する実効線量(μSv/y)		
			1号炉	2号及び3号炉(合計)				1号炉	2号及び3号炉(合計)	
敷地境界	ENE	約3,100 <sup>*1</sup>	0	<u>約5.8×10<sup>-1</sup></u>	ENE	約3,100 <sup>*1</sup>	0	<u>約5.0×10<sup>-1</sup></u>		
	E	約1,350 <sup>*1</sup>	0	<u>約2.4×10<sup>0</sup></u>	E	約1,350 <sup>*1</sup>	0	<u>約1.5×10<sup>0</sup></u>		
	ESE	約1,370	0	<u>約2.1×10<sup>0</sup></u>	ESE	約1,370	0	<u>約2.0×10<sup>0</sup></u>		
	SE	約1,100	0	<u>約2.2×10<sup>0</sup></u>	SE	約1,100	0	<u>約2.2×10<sup>0</sup></u>		
	SSE	約960	0	<u>約1.5×10<sup>0</sup></u>	SSE	約960	0	<u>約2.3×10<sup>0</sup></u>		
	S	約850	0	<u>約1.6×10<sup>0</sup></u>	S	約850	0	<u>約1.9×10<sup>0</sup></u>		
	SSW	約820	0	<u>約1.9×10<sup>0</sup></u>	SSW	約820	0	<u>約2.2×10<sup>0</sup></u>		
	SW	約770	0	<u>約2.3×10<sup>0</sup></u>	SW	約770	0	<u>約2.3×10<sup>0</sup></u>		
	WSW	約800	0	<u>約2.5×10<sup>0</sup></u>	WSW	約800	0	<u>約2.1×10<sup>0</sup></u>		
	W	約850	0	<u>約2.2×10<sup>0</sup></u>	W	約850	0	<u>約1.7×10<sup>0</sup></u>		
	WNW	約810	0	<u>約2.6×10<sup>0</sup></u>	WNW	約810	0	<u>約1.7×10<sup>0</sup></u>		
NW	約850 <sup>*1</sup>	0	<u>約5.1×10<sup>0</sup></u>	NW	約850 <sup>*1</sup>	0	<u>約4.3×10<sup>0</sup></u>			
※1：海を隔てて比較的近距离に陸地が存在するため、この陸地の海岸線を敷地境界として評価を行う。					※1：海を隔てて比較的近距离に陸地が存在するため、この陸地の海岸線を敷地境界として評価を行う。					

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前							変更後							備考		
第3-2-4表 放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する 実効線量							第3-2-4表 放射性気体廃棄物中に含まれるよう素に起因する 実効線量									
(単位: $\mu\text{Sv/y}$ )							(単位: $\mu\text{Sv/y}$ )									
年齢 グループ	摂取 経路	実効線量					1号炉	133 I	2号及び3号炉 (合計)		合計	1号炉	133 I	2号及び3号炉 (合計)		合計
		131 I	133 I	131 I	133 I	131 I			133 I	131 I				133 I		
成人	吸入	0	0	<u>約<math>1.7 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>5.0 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>2.2 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>1.3 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>3.9 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>1.7 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>4.0 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>2.0 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>4.2 \times 10^{-2}</math></u>
	葉菜	0	0	<u>約<math>5.3 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>2.6 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>5.6 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>3.8 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>8.5 \times 10^{-4}</math></u>	<u>約<math>3.9 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>9.0 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>6.7 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>9.7 \times 10^{-2}</math></u>
	牛乳	0	0	<u>約<math>5.1 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>1.1 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>5.2 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>2.3 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>8.4 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>3.1 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>9.3 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>5.5 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>9.8 \times 10^{-2}</math></u>
	合計	0	0	<u>約<math>1.2 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>8.8 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>1.3 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>4.4 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.2 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>4.5 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>5.6 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>2.6 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>5.8 \times 10^{-1}</math></u>
幼児	吸入	0	0	<u>約<math>3.1 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>1.1 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>4.2 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>1.9 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>7.8 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>2.7 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>9.4 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>6.4 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>1.0 \times 10^{-1}</math></u>
	葉菜	0	0	<u>約<math>1.3 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>7.2 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>1.3 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>5.2 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.9 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>5.2 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>
	牛乳	0	0	<u>約<math>6.0 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.5 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>6.1 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>1.4 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>6.0 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>2.0 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>6.9 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>4.9 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>7.4 \times 10^{-2}</math></u>
	合計	0	0	<u>約<math>7.5 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>3.3 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>7.9 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>1.4 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.2 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>4.8 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>4.7 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.2 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>4.8 \times 10^{-1}</math></u>
乳児	吸入	0	0	<u>約<math>1.9 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>7.8 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>2.7 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>1.4 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>6.0 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>2.0 \times 10^{-2}</math></u>	0	0	<u>約<math>6.9 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>4.9 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>7.4 \times 10^{-2}</math></u>
	葉菜	0	0	<u>約<math>9.4 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>6.4 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>1.0 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>
	牛乳	0	0	<u>約<math>5.2 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.9 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>5.2 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>1.4 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.4 \times 10^{-3}</math></u>	<u>約<math>3.8 \times 10^{-1}</math></u>
	合計	0	0	<u>約<math>6.3 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.6 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>6.5 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>4.7 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.2 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>4.8 \times 10^{-1}</math></u>	0	0	<u>約<math>4.7 \times 10^{-1}</math></u>	<u>約<math>1.2 \times 10^{-2}</math></u>	<u>約<math>4.8 \times 10^{-1}</math></u>

・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し)の反映に伴う変更

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考																																																																																																								
<p>第3-2-6表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">1号炉</th> <th style="text-align: center;">2号炉<sup>※1</sup></th> <th style="text-align: center;">3号炉<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">Cr-51</td><td style="text-align: center;"><u>2.5</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Mn-54</td><td style="text-align: center;"><u>4.9</u>×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">1.5×10<sup>10</sup></td><td style="text-align: center;">1.5×10<sup>10</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Fe-59</td><td style="text-align: center;"><u>8.6</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">2.6×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">2.6×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Co-58</td><td style="text-align: center;"><u>3.7</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">1.1×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">1.1×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Co-60</td><td style="text-align: center;"><u>3.7</u>×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">1.1×10<sup>10</sup></td><td style="text-align: center;">1.1×10<sup>10</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Sr-89</td><td style="text-align: center;"><u>2.5</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Sr-90</td><td style="text-align: center;"><u>1.2</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">I-131</td><td style="text-align: center;"><u>2.5</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Cs-134</td><td style="text-align: center;"><u>6.2</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">1.9×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">1.9×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Cs-137</td><td style="text-align: center;"><u>9.9</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">3.0×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">3.0×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">放出量合計 (H-3を除く)</td><td style="text-align: center;"><u>1.2</u>×10<sup>10</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>10</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>10</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">H-3</td><td style="text-align: center;"><u>1.2</u>×10<sup>12</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>12</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>12</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：2号及び3号炉から放出される放射性液体廃棄物の年間放出量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の値を示す。</p>	核種	1号炉	2号炉 <sup>※1</sup>	3号炉 <sup>※1</sup>	Cr-51	<u>2.5</u> ×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	Mn-54	<u>4.9</u> ×10 <sup>9</sup>	1.5×10 <sup>10</sup>	1.5×10 <sup>10</sup>	Fe-59	<u>8.6</u> ×10 <sup>8</sup>	2.6×10 <sup>9</sup>	2.6×10 <sup>9</sup>	Co-58	<u>3.7</u> ×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>9</sup>	1.1×10 <sup>9</sup>	Co-60	<u>3.7</u> ×10 <sup>9</sup>	1.1×10 <sup>10</sup>	1.1×10 <sup>10</sup>	Sr-89	<u>2.5</u> ×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	Sr-90	<u>1.2</u> ×10 <sup>8</sup>	3.7×10 <sup>8</sup>	3.7×10 <sup>8</sup>	I-131	<u>2.5</u> ×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	Cs-134	<u>6.2</u> ×10 <sup>8</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>	Cs-137	<u>9.9</u> ×10 <sup>8</sup>	3.0×10 <sup>9</sup>	3.0×10 <sup>9</sup>	放出量合計 (H-3を除く)	<u>1.2</u> ×10 <sup>10</sup>	3.7×10 <sup>10</sup>	3.7×10 <sup>10</sup>	H-3	<u>1.2</u> ×10 <sup>12</sup>	3.7×10 <sup>12</sup>	3.7×10 <sup>12</sup>	<p>第3-2-6表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の年間放出量</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">核種</th> <th style="text-align: center;">1号炉</th> <th style="text-align: center;">2号炉<sup>※1</sup></th> <th style="text-align: center;">3号炉<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">Cr-51</td><td style="text-align: center;"><u>～0</u></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Mn-54</td><td style="text-align: center;"><u>1.4</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">1.5×10<sup>10</sup></td><td style="text-align: center;">1.5×10<sup>10</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Fe-59</td><td style="text-align: center;"><u>～0</u></td><td style="text-align: center;">2.6×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">2.6×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Co-58</td><td style="text-align: center;"><u>～0</u></td><td style="text-align: center;">1.1×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">1.1×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Co-60</td><td style="text-align: center;"><u>1.0</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">1.1×10<sup>10</sup></td><td style="text-align: center;">1.1×10<sup>10</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Sr-89</td><td style="text-align: center;"><u>～0</u></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Sr-90</td><td style="text-align: center;"><u>3.4</u>×10<sup>6</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">I-131</td><td style="text-align: center;"><u>～0</u></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">7.4×10<sup>8</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Cs-134</td><td style="text-align: center;"><u>1.7</u>×10<sup>7</sup></td><td style="text-align: center;">1.9×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">1.9×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">Cs-137</td><td style="text-align: center;"><u>2.7</u>×10<sup>7</sup></td><td style="text-align: center;">3.0×10<sup>9</sup></td><td style="text-align: center;">3.0×10<sup>9</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">放出量合計 (H-3を除く)</td><td style="text-align: center;"><u>2.8</u>×10<sup>8</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>10</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>10</sup></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">H-3</td><td style="text-align: center;"><u>3.4</u>×10<sup>10</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>12</sup></td><td style="text-align: center;">3.7×10<sup>12</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>※1：2号及び3号炉から放出される放射性液体廃棄物の年間放出量は「原子炉設置許可申請書 添付書類九」の値を示す。</p>	核種	1号炉	2号炉 <sup>※1</sup>	3号炉 <sup>※1</sup>	Cr-51	<u>～0</u>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	Mn-54	<u>1.4</u> ×10 <sup>8</sup>	1.5×10 <sup>10</sup>	1.5×10 <sup>10</sup>	Fe-59	<u>～0</u>	2.6×10 <sup>9</sup>	2.6×10 <sup>9</sup>	Co-58	<u>～0</u>	1.1×10 <sup>9</sup>	1.1×10 <sup>9</sup>	Co-60	<u>1.0</u> ×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>10</sup>	1.1×10 <sup>10</sup>	Sr-89	<u>～0</u>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	Sr-90	<u>3.4</u> ×10 <sup>6</sup>	3.7×10 <sup>8</sup>	3.7×10 <sup>8</sup>	I-131	<u>～0</u>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	Cs-134	<u>1.7</u> ×10 <sup>7</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>	Cs-137	<u>2.7</u> ×10 <sup>7</sup>	3.0×10 <sup>9</sup>	3.0×10 <sup>9</sup>	放出量合計 (H-3を除く)	<u>2.8</u> ×10 <sup>8</sup>	3.7×10 <sup>10</sup>	3.7×10 <sup>10</sup>	H-3	<u>3.4</u> ×10 <sup>10</sup>	3.7×10 <sup>12</sup>	3.7×10 <sup>12</sup>	<p>・2号炉設置変更許可事項（流路縮小工設置に伴う循環水ポンプ停止）の反映に伴う変更</p>
核種	1号炉	2号炉 <sup>※1</sup>	3号炉 <sup>※1</sup>																																																																																																							
Cr-51	<u>2.5</u> ×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>																																																																																																							
Mn-54	<u>4.9</u> ×10 <sup>9</sup>	1.5×10 <sup>10</sup>	1.5×10 <sup>10</sup>																																																																																																							
Fe-59	<u>8.6</u> ×10 <sup>8</sup>	2.6×10 <sup>9</sup>	2.6×10 <sup>9</sup>																																																																																																							
Co-58	<u>3.7</u> ×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>9</sup>	1.1×10 <sup>9</sup>																																																																																																							
Co-60	<u>3.7</u> ×10 <sup>9</sup>	1.1×10 <sup>10</sup>	1.1×10 <sup>10</sup>																																																																																																							
Sr-89	<u>2.5</u> ×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>																																																																																																							
Sr-90	<u>1.2</u> ×10 <sup>8</sup>	3.7×10 <sup>8</sup>	3.7×10 <sup>8</sup>																																																																																																							
I-131	<u>2.5</u> ×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>																																																																																																							
Cs-134	<u>6.2</u> ×10 <sup>8</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>																																																																																																							
Cs-137	<u>9.9</u> ×10 <sup>8</sup>	3.0×10 <sup>9</sup>	3.0×10 <sup>9</sup>																																																																																																							
放出量合計 (H-3を除く)	<u>1.2</u> ×10 <sup>10</sup>	3.7×10 <sup>10</sup>	3.7×10 <sup>10</sup>																																																																																																							
H-3	<u>1.2</u> ×10 <sup>12</sup>	3.7×10 <sup>12</sup>	3.7×10 <sup>12</sup>																																																																																																							
核種	1号炉	2号炉 <sup>※1</sup>	3号炉 <sup>※1</sup>																																																																																																							
Cr-51	<u>～0</u>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>																																																																																																							
Mn-54	<u>1.4</u> ×10 <sup>8</sup>	1.5×10 <sup>10</sup>	1.5×10 <sup>10</sup>																																																																																																							
Fe-59	<u>～0</u>	2.6×10 <sup>9</sup>	2.6×10 <sup>9</sup>																																																																																																							
Co-58	<u>～0</u>	1.1×10 <sup>9</sup>	1.1×10 <sup>9</sup>																																																																																																							
Co-60	<u>1.0</u> ×10 <sup>8</sup>	1.1×10 <sup>10</sup>	1.1×10 <sup>10</sup>																																																																																																							
Sr-89	<u>～0</u>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>																																																																																																							
Sr-90	<u>3.4</u> ×10 <sup>6</sup>	3.7×10 <sup>8</sup>	3.7×10 <sup>8</sup>																																																																																																							
I-131	<u>～0</u>	7.4×10 <sup>8</sup>	7.4×10 <sup>8</sup>																																																																																																							
Cs-134	<u>1.7</u> ×10 <sup>7</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>	1.9×10 <sup>9</sup>																																																																																																							
Cs-137	<u>2.7</u> ×10 <sup>7</sup>	3.0×10 <sup>9</sup>	3.0×10 <sup>9</sup>																																																																																																							
放出量合計 (H-3を除く)	<u>2.8</u> ×10 <sup>8</sup>	3.7×10 <sup>10</sup>	3.7×10 <sup>10</sup>																																																																																																							
H-3	<u>3.4</u> ×10 <sup>10</sup>	3.7×10 <sup>12</sup>	3.7×10 <sup>12</sup>																																																																																																							
<p>第3-2-7表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">放出管理目標値<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">放射性液体廃棄物 (H-3を除く)</td> <td style="text-align: center;"><u>8.6</u>×10<sup>10</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号及び3号炉合算の値を示す。</p>	項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	<u>8.6</u> ×10 <sup>10</sup>	<p>第3-2-7表 解体工事準備期間中における放射性液体廃棄物の放出管理目標値</p> <p style="text-align: right;">(単位：Bq/y)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">放出管理目標値<sup>※1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">放射性液体廃棄物 (H-3を除く)</td> <td style="text-align: center;"><u>7.4</u>×10<sup>10</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号、2号及び3号炉合算の値を示す。</p>	項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>	放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	<u>7.4</u> ×10 <sup>10</sup>	<p>・2号炉設置変更許可事項（流路縮小工設置に伴う循環水ポンプ停止）の反映に伴う変更</p>																																																																																																
項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>																																																																																																									
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	<u>8.6</u> ×10 <sup>10</sup>																																																																																																									
項目	放出管理目標値 <sup>※1</sup>																																																																																																									
放射性液体廃棄物 (H-3を除く)	<u>7.4</u> ×10 <sup>10</sup>																																																																																																									

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前				変更後				備考		
第3-2-8表 線量計算に使用するパラメータ及び換算係数 (中略)				第3-2-8表 線量計算に使用するパラメータ及び換算係数 (中略)						
パラメータ	記号	単位	数値	パラメータ	記号	単位	数値			
よう素における核種 i の経口摂取による実効線量係数	K <sub>Ti</sub>	μ Sv/Bq	成人	よう素における核種 i の経口摂取による実効線量係数	K <sub>Ti</sub>	μ Sv/Bq	成人			
			I-131				1.6×10 <sup>-2</sup>	I-131	1.6×10 <sup>-2</sup>	
			I-133				3.1×10 <sup>-3</sup>	I-133	3.1×10 <sup>-3</sup>	
			幼児				I-131	7.5×10 <sup>-2</sup>	I-131	7.5×10 <sup>-2</sup>
			I-133				1.7×10 <sup>-2</sup>	I-133	1.7×10 <sup>-2</sup>	
			乳児				I-131	1.4×10 <sup>-1</sup>	I-131	1.4×10 <sup>-1</sup>
I-133	3.8×10 <sup>-2</sup>	I-133	3.8×10 <sup>-2</sup>							
核種 i の年平均地上空気中濃度	$\bar{\chi}_i$	Bq/cm <sup>3</sup>	I-131 <u>1.4×10<sup>-10</sup></u> I-133 <u>2.1×10<sup>-10</sup></u>	核種 i の年平均地上空気中濃度	$\bar{\chi}_i$	Bq/cm <sup>3</sup>	I-131 <u>1.0×10<sup>-10</sup></u> I-133 <u>1.6×10<sup>-10</sup></u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号炉設置変更許可事項（代表気象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し）の反映に伴う変更</li> </ul>		

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前						変更後						備考
第3-2-11表 放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$ )						第3-2-11表 放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$ )						・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し)の反映に伴う変更  ・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更に伴う2号及び3号炉の被ばく評価見直し)の反映に伴う変更
1号, 2号 及び3号炉 (合計)	年令グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量		放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量		年令グループ	放射性液体廃棄物中に含まれるよう素に起因する実効線量		放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量			
		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合	海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合		海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合	海藻類を摂取する場合	海藻類を摂取しない場合		
	成人	約 $2.0 \times 10^{-2}$	約 $1.9 \times 10^{-2}$	約 $2.8 \times 10^{-2}$	約 $1.5 \times 10^{-1}$	成人	約 $2.0 \times 10^{-2}$	約 $1.9 \times 10^{-2}$	約 $2.6 \times 10^{-2}$	約 $1.2 \times 10^{-1}$		
	幼児	約 $6.0 \times 10^{-2}$	約 $4.5 \times 10^{-2}$	約 $1.3 \times 10^{-1}$	約 $8.3 \times 10^{-1}$	幼児	約 $5.9 \times 10^{-2}$	約 $4.5 \times 10^{-2}$	約 $1.1 \times 10^{-1}$	約 $6.3 \times 10^{-1}$		
乳児	約 $7.4 \times 10^{-2}$	約 $3.4 \times 10^{-2}$	約 $1.6 \times 10^{-1}$	約 $6.8 \times 10^{-1}$	乳児	約 $7.4 \times 10^{-2}$	約 $3.4 \times 10^{-2}$	約 $1.4 \times 10^{-1}$	約 $5.1 \times 10^{-1}$			
第3-2-12表 平常時における実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$ )						第3-2-12表 平常時における実効線量 (単位: $\mu\text{Sv/y}$ )						
					実効線量						実効線量	
放射性気体廃棄物中の希ガスの $\gamma$ 線による実効線量					約 <u>5.1</u>	放射性気体廃棄物中の希ガスの $\gamma$ 線による実効線量					約 <u>4.3</u>	
放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量					約 12	放射性液体廃棄物中の放射性物質(よう素を除く)による実効線量					約 12	
放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量					約 <u>0.83</u>	放射性気体廃棄物中及び放射性液体廃棄物中に含まれるよう素を同時に摂取する場合の実効線量					約 <u>0.63</u>	
合計					約 <u>18</u>	合計					約 <u>17</u>	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書の記述の一部を、島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>1.2.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>実効線量の計算は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における評価と同様に行う。線量の評価に用いる相対濃度 (<math>x/Q</math>) 及び相対線量 (<math>D/Q</math>) は、<u>1996年</u>1月から<u>1996年</u>12月までの1年間の観測データを使用して、気象指針に示された方法に従って求めたものを用いる。評価に使用する相対濃度 (<math>x/Q</math>) 及び相対線量 (<math>D/Q</math>) を第4-1-2表に示す。</p>	<p>1.2.2 線量の評価</p> <p>(1) 評価前提</p> <p>実効線量の計算は、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における評価と同様に行う。線量の評価に用いる相対濃度 (<math>x/Q</math>) 及び相対線量 (<math>D/Q</math>) は、<u>2009年</u>1月から<u>2009年</u>12月までの1年間の観測データを使用して、気象指針に示された方法に従って求めたものを用いる。評価に使用する相対濃度 (<math>x/Q</math>) 及び相対線量 (<math>D/Q</math>) を第4-1-2表に示す。</p>	<p>・2号炉設置変更許可事項（代表気象年変更）の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(4) 評価結果                      上記の評価方法に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果を第4-1-3表に示す。                      燃料集合体の落下による敷地境界外における周辺公衆の受ける実効線量は約 <u><math>4.9 \times 10^{-4}</math> mSv</u> であり、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「燃料集合体の落下」の評価結果を下回る。上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p>	<p>(4) 評価結果                      上記の評価方法に基づき敷地境界外の実効線量を評価した結果を第4-1-3表に示す。                      燃料集合体の落下による敷地境界外における周辺公衆の受ける実効線量は約 <u><math>4.2 \times 10^{-4}</math> mSv</u> であり、「原子炉設置許可申請書 添付書類十」における「燃料集合体の落下」の評価結果を下回る。上記の値から判断して、本事故による周辺の公衆に与える放射線被ばくのリスクは十分に小さいものと考えられる。</p>	<p>・ 2号炉設置変更許可事項（代表気象年変更）の反映に伴う変更</p>

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。



島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前				変更後				備考
第4-1-2表 評価に使用する相対濃度 ( $\chi/Q$ ) 及び相対線量 (D/Q)				第4-1-2表 評価に使用する相対濃度 ( $\chi/Q$ ) 及び相対線量 (D/Q)				・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更)の反映に伴う変更  ・2号炉設置変更許可事項(代表気象年変更)の反映に伴う変更
放出条件		相対濃度 ( $\chi/Q$ ) (s/m <sup>3</sup> )	相対線量 (D/Q) (Gy/Bq)	放出条件		相対濃度 ( $\chi/Q$ ) (s/m <sup>3</sup> )	相対線量 (D/Q) (Gy/Bq)	
実効放出 継続時間	放出位置			実効放出 継続時間	放出位置			
1時間	建物放出	<u><math>3.7 \times 10^{-4}</math></u>	<u><math>2.0 \times 10^{-18}</math></u>	1時間	建物放出	<u><math>2.6 \times 10^{-4}</math></u>	<u><math>1.7 \times 10^{-18}</math></u>	
注) 1. 放出源の有効高さを0mとする。 2. 評価に用いる $\chi/Q$ 及び D/Q は、陸側方向の方位ごとに求めた累積出現頻度が97%に当たる値のうち最も大きな値とする。				注) 1. 放出源の有効高さを0mとする。 2. 評価に用いる $\chi/Q$ 及び D/Q は、陸側方向の方位ごとに求めた累積出現頻度が97%に当たる値のうち最も大きな値とする。				
第4-1-3表 実効線量				第4-1-3表 実効線量				
		実効線量 (mSv)				実効線量 (mSv)		
希ガスの $\gamma$ 線外部被ばくによる実効線量		<u>約 <math>4.8 \times 10^{-4}</math></u>		希ガスの $\gamma$ 線外部被ばくによる実効線量		<u>約 <math>4.0 \times 10^{-4}</math></u>		
よう素の内部被ばくによる実効線量		<u>約 <math>1.7 \times 10^{-5}</math></u>		よう素の内部被ばくによる実効線量		<u>約 <math>1.2 \times 10^{-5}</math></u>		
合計		<u>約 <math>4.9 \times 10^{-4}</math></u>		合計		<u>約 <math>4.2 \times 10^{-4}</math></u>		

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に  
関する説明書

性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する  
説明書の記述の一部を，島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可  
申請書変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考																												
<p>b. 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="317 569 1222 1440"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>機器ドレン系 (1号炉建物内(1号及び2号炉共用))</td> <td>廃液コレクタ・タンク 廃液サンプル・タンク 廃液サージ・タンク フィルタ 脱塩器</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物処理機能</td> <td>床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)</td> <td>床ドレン・コレクタ・タンク 廃液中和タンク 床ドレン・サンプル・タンク 濃縮器 フィルタ 脱塩器</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td>シャワ・ドレン・タンク ろ過器</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サージタンク(補助サージ・タンク)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設(濃縮器及び復水器冷却水放水口を除く)の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</li> </ul> <p>濃縮器の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</li> </ul>	機能	性能維持施設		放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系 (1号炉建物内(1号及び2号炉共用))	廃液コレクタ・タンク 廃液サンプル・タンク 廃液サージ・タンク フィルタ 脱塩器	放射性廃棄物処理機能	床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)	床ドレン・コレクタ・タンク 廃液中和タンク 床ドレン・サンプル・タンク 濃縮器 フィルタ 脱塩器	シャワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)	シャワ・ドレン・タンク ろ過器	復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)		サージタンク(補助サージ・タンク)		<p>b. 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1359 569 2249 1371"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>機器ドレン系 (1号炉建物内)</td> <td>廃液コレクタ・タンク 廃液サンプル・タンク 廃液サージ・タンク フィルタ 脱塩器</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物処理機能</td> <td>床ドレン・再生廃液系</td> <td>床ドレン・コレクタ・タンク 廃液中和タンク 床ドレン・サンプル・タンク 濃縮器 フィルタ 脱塩器</td> </tr> <tr> <td>シャワ・ドレン系</td> <td>シャワ・ドレン・タンク ろ過器</td> </tr> <tr> <td>復水器冷却水放水口</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設(濃縮器及び復水器冷却水放水口を除く)の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</li> </ul> <p>濃縮器の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。</li> </ul>	機能	性能維持施設		放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系 (1号炉建物内)	廃液コレクタ・タンク 廃液サンプル・タンク 廃液サージ・タンク フィルタ 脱塩器	放射性廃棄物処理機能	床ドレン・再生廃液系	床ドレン・コレクタ・タンク 廃液中和タンク 床ドレン・サンプル・タンク 濃縮器 フィルタ 脱塩器	シャワ・ドレン系	シャワ・ドレン・タンク ろ過器	復水器冷却水放水口		<p>・2号炉設置変更許可事項(1号炉施設の2号炉との共用取りやめ)の反映に伴う変更</p> <p>・2号炉設置変更許可事項(1号炉屋外タンクの使用取りやめ)の反映に伴う変更</p>
機能	性能維持施設																													
放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系 (1号炉建物内(1号及び2号炉共用))	廃液コレクタ・タンク 廃液サンプル・タンク 廃液サージ・タンク フィルタ 脱塩器																												
放射性廃棄物処理機能	床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)	床ドレン・コレクタ・タンク 廃液中和タンク 床ドレン・サンプル・タンク 濃縮器 フィルタ 脱塩器																												
	シャワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)	シャワ・ドレン・タンク ろ過器																												
	復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)																													
	サージタンク(補助サージ・タンク)																													
機能	性能維持施設																													
放射性廃棄物処理機能	機器ドレン系 (1号炉建物内)	廃液コレクタ・タンク 廃液サンプル・タンク 廃液サージ・タンク フィルタ 脱塩器																												
放射性廃棄物処理機能	床ドレン・再生廃液系	床ドレン・コレクタ・タンク 廃液中和タンク 床ドレン・サンプル・タンク 濃縮器 フィルタ 脱塩器																												
	シャワ・ドレン系	シャワ・ドレン・タンク ろ過器																												
	復水器冷却水放水口																													

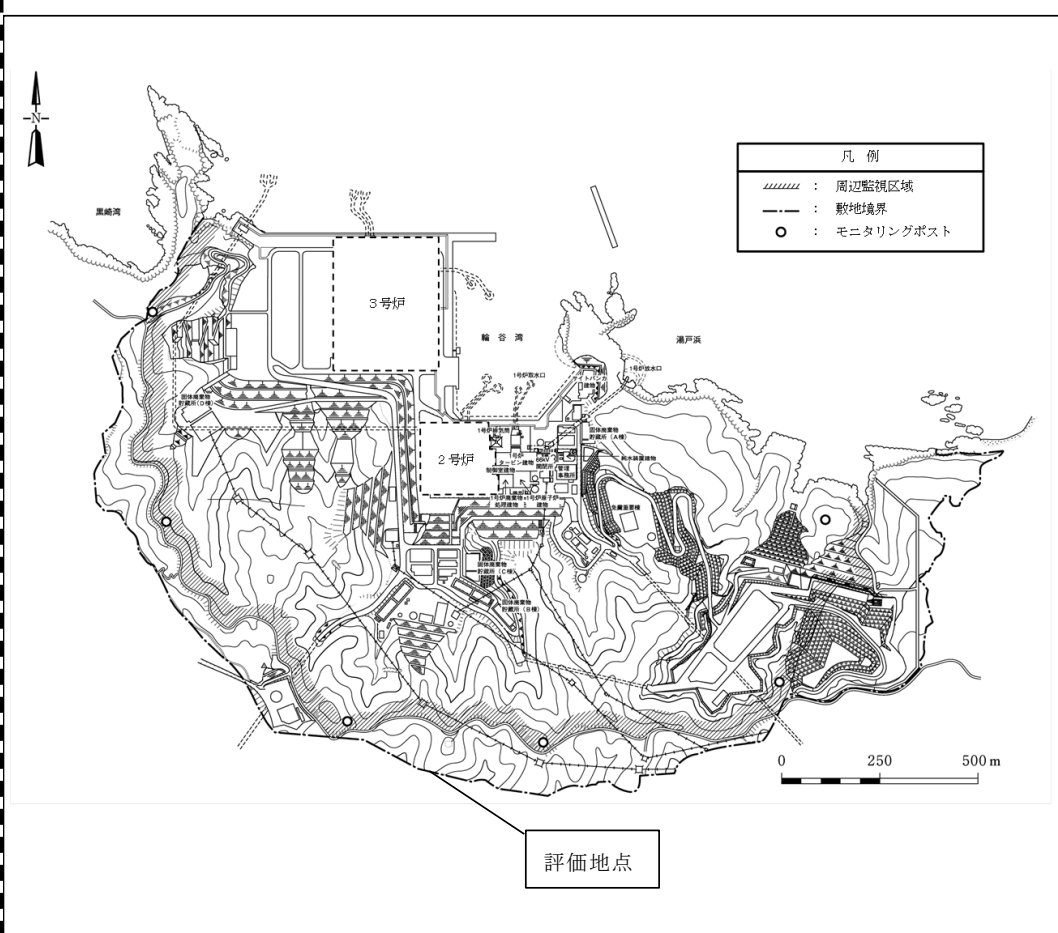
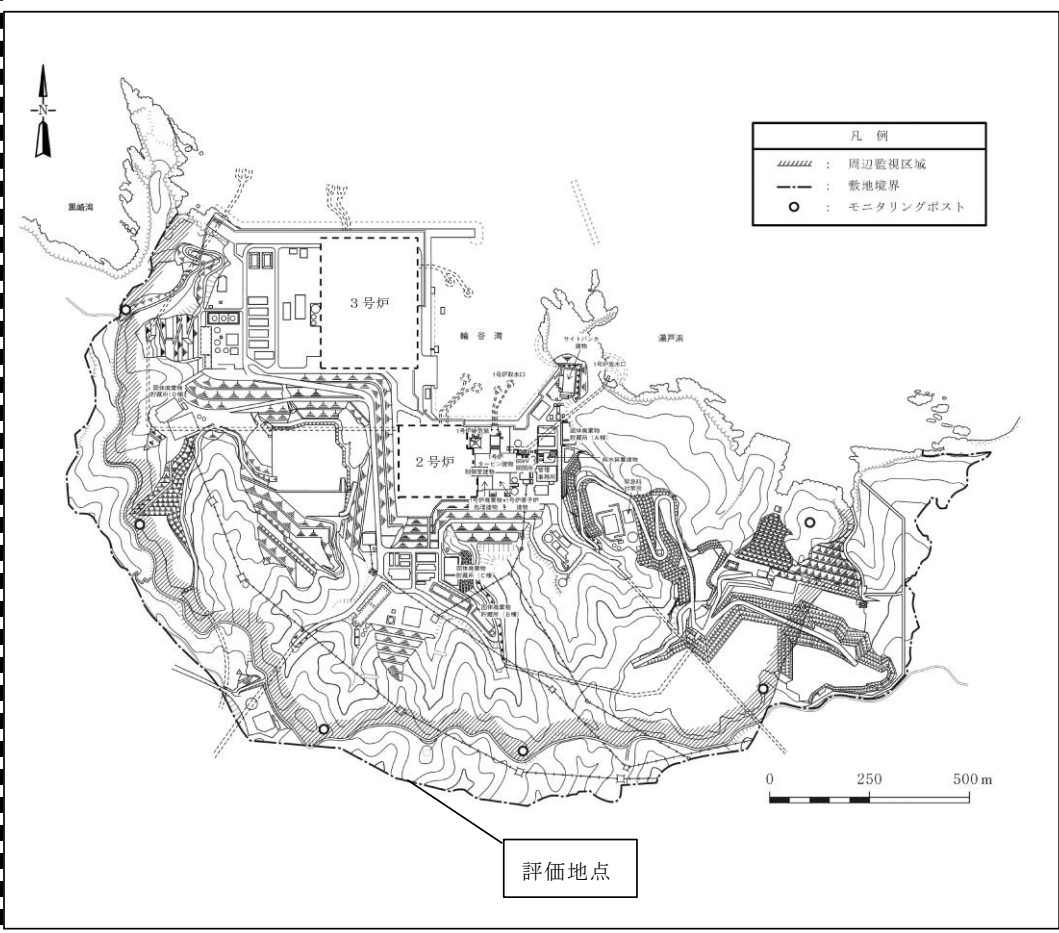
注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考												
<p>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</li> </ul> <p>液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置では、放射性固体廃棄物処理・貯蔵することから、「放射性廃棄物処理機能」又は「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="320 793 1219 1213"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク 廃樹脂タンク フィルタ・スラッジ貯蔵タンク フィルタ・スラッジ・サージ・タンク 復水スラッジ分離タンク</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</li> </ul> <p>減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性固体廃棄物処理能力を有する状態であること。</li> </ul> <p>固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」、「放射性廃棄物貯蔵機能」及びその性能は、それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク 廃樹脂タンク フィルタ・スラッジ貯蔵タンク フィルタ・スラッジ・サージ・タンク 復水スラッジ分離タンク	放射性廃棄物処理機能	減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））	<p>復水器冷却水放水口の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</li> </ul> <p>液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物の廃棄設備</p> <p>廃止措置では、放射性固体廃棄物処理・貯蔵することから、「放射性廃棄物処理機能」又は「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1350 793 2249 1213"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク 廃樹脂タンク フィルタ・スラッジ貯蔵タンク フィルタ・スラッジ・サージ・タンク 復水スラッジ分離タンク（1号炉建物内）</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>減容機（1号炉建物内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</li> </ul> <p>減容機（1号炉建物内）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性固体廃棄物処理能力を有する状態であること。</li> </ul> <p>固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」、「放射性廃棄物貯蔵機能」及びその性能は、それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク 廃樹脂タンク フィルタ・スラッジ貯蔵タンク フィルタ・スラッジ・サージ・タンク 復水スラッジ分離タンク（1号炉建物内）	放射性廃棄物処理機能	減容機（1号炉建物内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>2号炉設置変更許可事項（1号炉施設の2号炉との共用取りやめ）の反映に伴う変更</li> <li>2号炉設置変更許可事項（1号炉施設の2号炉との共用取りやめ）の反映に伴う変更</li> <li>2号炉設置変更許可事項（1号炉施設の2号炉との共用取りやめ）の反映に伴う変更</li> </ul>
機能	性能維持施設													
放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク 廃樹脂タンク フィルタ・スラッジ貯蔵タンク フィルタ・スラッジ・サージ・タンク 復水スラッジ分離タンク													
放射性廃棄物処理機能	減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））													
機能	性能維持施設													
放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク 廃樹脂タンク フィルタ・スラッジ貯蔵タンク フィルタ・スラッジ・サージ・タンク 復水スラッジ分離タンク（1号炉建物内）													
放射性廃棄物処理機能	減容機（1号炉建物内）													

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: right;">追補 1</p> <p>「添付書類六の1. (維持管理に関する内容)」の追補</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>4. 燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	<p style="text-align: right;">追補 1</p> <p>「添付書類六の1. (維持管理に関する内容)」の追補</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>4. 燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p>	
		<p>・記載の適正化（敷地造成等に伴う敷地図の変更）</p>
<p style="text-align: center;">図2 評価地点の概略</p>	<p style="text-align: center;">図2 評価地点の概略</p>	

注) 下線及び点線枠は、変更箇所を示すものであり変更事項に含まない。